

株主各位

第35期定時株主総会資料
(電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく書面交付
請求による交付書面に記載しない事項)

沖縄セルラー電話株式会社

目 次

- ①事業報告の
 - 「6. 業務の適正を確保するための体制」
 - 「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の連結注記表
- ③計算書類の個別注記表

上記①から③の内容は、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面には記載しておりません。

①事業報告の

「6. 業務の適正を確保するための体制」

「7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を取締役会にて決議、対外的に公表し、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、企業クオリティを向上すべく、実効性のある内部統制システムの整備を図っております。

I. コーポレートガバナンス

1. 取締役会

取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき、法令等に定める重要事項及び経営計画等の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督する。

取締役の職務執行に係る情報については、社内規程に従い適切に保存及び管理を行う。

2. 業務執行体制

①執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、有効かつ効率的に業務を遂行する。

②取締役会付議事項の他、業務執行に係る重要事項については、常勤取締役、執行役員等にて構成される常勤役員会において、常勤役員会規程に基づき審議し、決定する。

3. 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制

①監査役が取締役会に出席する他、社内主要会議に出席するとともに、重要な会議の議事録、稟議、契約書等を閲覧することができる措置を講じる。

②取締役及び使用人、子会社の取締役等並びに内部監査部門は、監査役の職務遂行に必要な情報を適宜・適時に監査役に報告する他、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査役に報告する。また、取締役及び使用人、子会社の取締役等並びに内部監査部門は、監査役と意見交換を行い、連携を図る。

③監査役の職務を補助するための体制をつくり、従事する使用人の人事については、適性・要員数等、監査役の意見を尊重し、適切な要員の確保を図る。

④監査役に対する報告を行ったことにより、報告を行った者が不利益を被らない措置を講じる。

⑤監査役が職務を遂行可能とするために、必要な費用については前払いを含めてその支払いに応じる。

II. コンプライアンス

1. 全ての役職員は、職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る。

2. 反社会的勢力に対しては毅然とした対応をとり、一切の関係遮断に取り組む。

3. 当社グループの企業倫理に係る企業体において、当社グループ各社の重大な法令違反その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組む。

4. 社内外に設置されているコンプライアンスに係る内部通報制度の適切な運用を図る。

5. 社内外研修、社内の啓発活動等により、コンプライアンスの理解と意識向上に努める。

III. 経営目標を適正、かつ効率的に達成するためのリスク管理

1. 取締役等で構成される常勤役員会等において、当社グループの持続的な成長を図るべく、ビジネスリスクの分析及び事業の優先付けを厳正に行い、適切な経営戦略や経営計画を策定する。

その実現のため、業績管理に係る会議体において、月次でビジネスリスクを監視し業績管理の徹底を図る。

2. 「代表取締役社長」を「内部統制統括責任者」とし、経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理を自律的に推進する。

①リスク情報を定期的に洗い出し、これを一元的に管理するリスク管理部門を中核とし、全ての部門、役職員が連携して、社内関連規程に基づき、当社グループのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。

②会社事業に重大かつ長期にわたり影響を与える事項については、事業へのリスクを可能な限り低減するための対応策を検討し、策定する。

③財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従い、連結ベースで全社的な内部統制の状況や重要な業務プロセスについて、文書化、評価及び改善を行い、財務報告の信頼性の一層の向上を図る。

④業務の有効性・効率性の向上や資産の適正な取得・保管・処分等、当社グループの業務品質向上のために必要な体制の整備、充実を図る。

3. 電気通信事業者として、以下の取り組みを行う。

①通信の秘密の保護

通信の秘密は、これを保護することが当社グループの企業経営の根幹であり、これを厳守する。

②情報セキュリティ

お客さま情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバーテロの防護など会社の全情報資産の管理については、情報セキュリティに関する会議体等において、その施策を策定し、役職員が連携して情報セキュリティの確保を図る。

③災害時におけるネットワーク及びサービスの復旧

重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため事業継続計画（BCP）を策定し、ネットワークの信頼性向上とサービス停止の防止施策を実施する。非常災害発生時等には迅速な復旧等のため、可及的速やかに対策本部を設置して対応にあたる。

IV. ステークホルダーとの協働に係る取り組み

1. 全社を挙げて以下の取り組みにより、当社グループの活動全体に対する支持と信頼を獲得し、お客さま満足度の向上と顧客基盤の強化・拡大を達成する。

①お客さまニーズや苦情への迅速かつ適切な対応により、お客さまの体験価値の向上を目指す CX（Customer Experience）活動に取り組む。

②諸法令を遵守し、お客さまに安心、安全で高品質な製品・サービスを提供するとともに、製品・サービスの提供にあたっては、お客さまが適切に製品・サービスを選択し利用できるよう、わかりやすい情報の提供と適正な表示を行う。

2. 全てのステークホルダーから理解と信頼を得るため、当社グループの経営の透明性を確保し、当社グループの広報・IR活動の更なる充実に努める。

3. 当社グループを取り巻くビジネスリスクについては、情報開示に係る会議体において、公正に洗い出し、適時、適正に開示する。更に当社グループの社会的責任に係る事項について、環境への取り組みや社会的貢献等を含め、サステナビリティを推進する部門を中心に、サステナビリティレポートを作成し、開示する。

V. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 経営に係る重要事項について、KDDI株式会社と定期的に情報を共有し協議することにより適切な関係を保持しつつ、連携して当社グループ全体の業務の適正を確保する。

2. 子会社の業務の適正を確保するためグループ会社管理規程を定める。

3. 子会社管理規程に基づき、子会社からの適宜・適時な報告を行う体制を整備し、子会社との連携を図る。

4. 子会社管理規程に基づき、子会社でのリスクを適切に管理し、経営目標の適正かつ効率的な達成に取り組む。

5. 当社グループの企業倫理に係る会議体を通じて、子会社の重大な法令違反、その他コンプライアンスに係わる問題、事故の早期発見・対処に取り組むとともに、各子会社に内部通報制度を導入し、適切に運用する。

6. また「沖縄セルラー行動指針」に基づき、子会社全職員が常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図る体制を確保する。

VI. 内部監査

当社グループの業務全般を対象に内部監査を実施し、内部統制体制の適切性や有効性を定期的に検証する。

内部監査結果は、問題点の改善・是正に関する提言を付して代表取締役社長に報告するとともに、取締役・監査役との共有を図る。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、会社法第362条第5項の規定に基づき取締役会にて決議・公表した「内部統制システム構築の基本方針」により、会社業務の執行の公正性、透明性及び効率性を確保するとともに、企業クオリティの向上に努めております。

1. コーポレートガバナンス

(1) 取締役会

当社では、取締役会規則及び取締役会付議基準に基づき取締役会を開催しております。

2025年度においては10回の取締役会を開催し、法令等に定める重要事項や経営計画等の決定を行うとともに、取締役等の適正な職務執行が図られるよう監督しております。

(2) 業務執行体制

①業務執行については、執行役員制度を採用し、執行役員規則等に基づき権限の委譲と責任体制の明確化を図っております。

②業務執行に係る重要事項については、常勤取締役、執行役員等にて構成される常勤役員会において、常勤役員会規程に基づき審議し、決定しております。

2025年度においては20回の常勤役員会を開催し、経営上の重要事項の審議を実施しております。

(3) 監査役の職務遂行の実効性を確保するための体制

①監査役が、取締役会の他、社内主要会議に出席することができる体制を整えるとともに、重要な会議の議事録、稟議書等を閲覧することができる措置を講じております。

②経営層に報告を行う重要な事項については、適宜適切に監査役に報告を行うほか、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告することとしています。また、監査役との間では、代表取締役等との定期的な会合に加えて内部監査部門との意見交換を通じて、連携を図っております。

③監査役の職務を補助するための体制をつくり、従事する使用人の人事については適正・要員数等、監査役の同意を得て実施しております。

④内部通報処理規程において、監査役への報告に際し報告者は不利益を被らない旨を明記しております。

⑤監査役の職務遂行に必要な費用を確保し、請求された費用を適切に負担しております。

2. コンプライアンス

(1) 全ての役職員が職務の執行に際し遵守すべき基本原則を掲げた「沖縄セルラー行動指針」に基づき、常に高い倫理観を維持し、適正な職務の執行を図れるよう、部門横断で「沖縄セルラー行動指針」について意見交換する場を設ける等、その浸透に努めております。

(2) 反社会的勢力に対しては、eラーニングによる定期的な学習や契約書等に反社会的勢力の排除を明記する等、一切の関係遮断に取り組んでおります。

(3) 当社グループ各社の重大な法令違反、不祥事等の早期発見・対処に取り組むため、企業倫理委員会を定期的（年2回）に開催しております。

(4) 内部通報制度の運用にあたっては、アンケートによる従業員への認知調査、ポスターの掲示、代理店への定期案内等による浸透活動を実施しております。

(5) コンプライアンスに対する従業員の意識向上のため、経営層、管理者、一般従業員の各層に対し、教育機会の場を設けております。

3. 経営目標を適正かつ効率的に達成するためのリスク管理

(1) 取締役等で構成される常勤役員会等において、当社グループの持続的な成長を図るべく、事案毎のビジネスリスクの分析及び事業の優先付けを厳正に審議し、決定しております。

(2) 「代表取締役社長」を「内部統制統括責任者」とし、経営目標を適正かつ効率的に達成するため、以下の活動を自律的に推進しております。

①リスクマネジメント部が主管となり、リスクマネジメント活動方針及び運用状況等を取締役等に定期的（年2回）に報告しております。

②リスクマネジメント部が主管となり、各部門及び子会社において、期初・上期末・下期末の3回リスク点検を実施し、重要リスクに係る課題と対応状況をモニタリングしております。

- ③財務報告の信頼性確保を図るため金融商品取引法に基づく内部統制報告制度に従って連結ベースで評価を行い、財務報告の信頼性の一層の向上を図っております。
- ④業務の有効性・効率性・生産性向上のため、RPAを推進する部門を設置し、全社的な目標を設定の上、全社で業務プロセス改善に取り組んでおります。

(3) 電気通信事業者としての取り組み

①通信の秘密の保護

通信事業の根幹である「通信の秘密」については、制度、業務プロセス、システム等の面から保護に取り組んでおり、課題が発生した場合には法令に基づき適正に対処し、再発防止策について実施に取り組んでおります。

②情報セキュリティ

お客さま情報等の漏洩の防止、電気通信サービス用ネットワークへのサイバー攻撃の防護に向けた施策や、国内外の情報セキュリティ関連諸法令への対応等については、情報セキュリティ委員会を定期的（年2回）に開催し、当社グループ全体の情報セキュリティ施策を企画・推進しております。

- ③重大な事故・障害、大規模災害等による通信サービスの停止、中断等のリスクを可能な限り低減するため事業継続計画（BCP）を策定しております。また、非常事態を想定した各種訓練を定期的の実施し、災害等の発生に備えております。

4. ステークホルダーとの協働に係る取り組み

- (1) 全社を挙げて以下の取組みにより、当社グループの活動全体に対する支持と信頼を獲得し、お客さま満足度の向上と顧客基盤の強化・拡大に取り組んでおります。

- ①お客さまニーズや苦情への迅速かつ適切な対応によりお客さまの体験価値の向上を目指す CX（Customer Experience）活動に取り組んでおり、お客さまと直接接する部門を中心にお客さま体験価値の向上に向けた活動を推進するための会議体を設置し、継続的な活動を実施しております。

- ②お客さまに安心、安全で高品質な製品・サービスを提供できるよう、諸法令を遵守するとともに、お客さま向けの広告や販促物のクリエイティブチェックを行っております。また、景品表示法に関する社内の意識向上に向け、eラーニング等による啓発活動を実施しております。

- (2) 個人投資家、アナリスト、国内外の機関投資家に対する説明会の開催や各種IR資料のホームページ掲載により、当社グループの広報・IR活動の充実に努めております。

- (3) 当社グループを取り巻くビジネスリスクについては、ディスクロージャー委員会を定期的（年4回）に開催し、情報開示に係る事項の審議を行っております。

その他、投資家向けイベントの開催等により、当社のESG活動に関する認知度向上に努めております。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための方針

- (1) 経営に係る重要事項について、KDDI株式会社と定期的に情報を共有し協議することにより適切な関係を保持しつつ、当社グループ全体の業務の適正を確保しております。

- (2) 子会社の業務の適正を確保するため、子会社管理規程を定め、業務毎の担当部門で子会社を支援する体制を整備しております。

- (3) 子会社の重要な意思決定事項に関し、適宜・適時な報告を行う体制を整備し、子会社との連携を図っております。

- (4) 子会社管理規程に基づき、子会社のリスクを定期的（年3回）に「リスク点検表」で更新し、リスクの把握・低減に取り組んでおります。

- (5) 企業倫理委員会を定期的（年2回）に開催し、コンプライアンスに係る問題、事故の発生状況及び対策等を共有し、企業倫理の向上に努めております。

また、内部通報制度を導入し、浸透に向けた周知活動を継続して実施しております。

6. 内部監査

当社グループ全体の業務全般を対象に監査部門にて内部監査計画を策定、役員へ報告し、同計画に基づき内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役社長へ報告するとともに、取締役・監査役との共有を図っております。

②連結計算書類の連結注記表

連結注記表

沖縄セルラー電話株式会社

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

- | | |
|---------------|-----------|
| ・ 連結子会社の数 | 3社 |
| ・ 主要な連結子会社の名称 | OTNet株式会社 |

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は連結会計年度と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1)重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によりしております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

主として移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

機械設備 定率法

機械設備を除く有形固定資産 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備 9～15年

空中線設備 10～42年

建物 6～50年

②無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によりしております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④長期前払費用 定額法

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au Ponta ポイントプログラム」等）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌連結会計年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

③株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役及び管理職への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④固定資産撤去引当金

3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な撤去工事について、当該見積額を計上しております。

⑤賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

⑥役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当連結会計年度負担額を計上しております。

⑦契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込額を計上しております。

(4)収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電気通信事業に係る収益には、主にモバイル通信サービスにおける収益と固定通信サービスにおける収益が含まれております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

これらの取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

なお、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと併せて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、FTTHサービスに関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、FTTHサービスにおける初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

附帯事業に係る収益には、主に携帯端末の販売における収入と電力収入が含まれております。

携帯端末の販売における収入（以下「携帯端末収入」）は、主に代理店に対する携帯端末及びアクセサリ類の販売収入から構成されております。

当社グループが代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社グループは、代理店を本人として取り扱っております。

そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社グループから代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

これらの取引の対価は、代理店に販売後、概ね翌月に受領しております。

電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。電力の小売りサービスにおける収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2に定める代替的な取扱いを適用し、収益を認識しております。

これらの電力の小売りサービスにおける収入の一部については、当該対価の総額から第三者のために回収する額を差し引いた純額で収益を認識しております。

当社グループが契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月に受領しております。

(5)その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

なお、当連結会計年度末において認識すべき年金資産が、退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

②グループ通算制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

5. 電気通信事業会計規則の適用について

連結計算書類は会社計算規則（平成18年2月7日法務省令第13号）に基づき、同規則及び電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）により作成しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

当連結会計年度より、収益の分解情報について区分を変更しております。詳細は収益認識に関する注記をご参照ください。

(会計上の見積りに関する注記)

減価償却費

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度計上額
減価償却費	6,351

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減価償却資産について、見積耐用年数にわたり、定率法及び定額法により償却しております。

見積耐用年数については、過去の使用実績や将来の経済的便益が消費されるパターンなどを考慮し、見積もっております。

翌連結会計年度に新たな法律や規制が制定された場合、あるいは通信技術の急速な発展が生じた場合には、耐用年数の変更により同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

(誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

①固定資産圧縮記帳額

工事負担金等の受け入れによる圧縮記帳額は4,951百万円、国庫補助金等による圧縮記帳額は329百万円であり、連結貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しており、内訳は次のとおりであります。

1. 工事負担金等の受け入れによる圧縮記帳額

(単位：百万円)	
当連結会計年度	
電気通信事業固定資産	
有形固定資産	4,936
投資その他の資産	14
合計	4,951

2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

(単位：百万円)	
当連結会計年度	
附帯事業固定資産	
有形固定資産	323
無形固定資産	5
合計	329

②偶発債務

持分法適用関連会社である「うるま市総合体育館整備運営事業」に係る履行保証保険契約について保証を行っております。

(単位：百万円)	
当連結会計年度	
保証金額	1,637

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式に関する事項

(1)当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 94,178,804株

(2)当連結会計年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式 2,053,559株

(注) 当連結会計年度末日の自己株式のうち、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する株式数は177,970株であります。

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月12日 定時株主総会	普通株式	3,013	64.0	2025年3月31日	2025年6月13日
2025年10月24日 取締役会	普通株式	2,983	64.0	2025年9月30日	2025年12月5日
計		5,997			

(注) 1. 2025年6月12日定時株主総会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。
2. 2025年10月24日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。
3. 2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年6月11日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

①配当金の総額 3,230百万円
②1株当たり配当額 35円00銭
③基準日 2026年3月31日
④効力発生日 2026年6月12日

なお、原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式の配当6百万円が含まれております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入により調達しており借入金はありません。一時的な余資はKDDIグループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的とした長期の取引であり、そのほとんどが固定金利で取引を実施しております。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社グループでは、各社が適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
売掛金	48,174	46,552	△1,622
社内長期貸付金	50	48	△2
敷金及び保証金	78	61	△17
資産計	48,303	46,662	△1,641
リース債務	16	15	△0
負債計	16	15	△0

(注) 「現金及び預金」、「未収入金」、「関係会社短期貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

①市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額
非上場株式	839
投資事業有限責任組合への出資	301

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

②金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,418	3,418	－	－	－
売掛金	48,174	32,262	15,898	13	－
未収入金	3,474	3,474	－	－	－
関係会社短期貸付金	16,733	16,733	－	－	－

③金銭債務の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
リース債務	16	5	11	－	－

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における相場価格
- ・レベル2の時価：資産または負債について、直接的に観察可能なインプットまたは間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット
- ・レベル3の時価：資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	－	46,552	－	46,552
社内長期貸付金	－	48	－	48
敷金及び保証金	－	61	－	61
リース債務	－	15	－	15

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金、社内長期貸付金、敷金及び保証金、リース債務

これらの時価については、金融機関が公表する期末日時点の借入金利を基にした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,074円26銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 142円05銭 |

(注) 1. 1株当たりの情報の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

2. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当連結会計年度に行いました株式の分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(表示方法の変更)

前連結会計度において、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、「マルチブランド通信収入」及び「マルチブランド付加価値収入」の額をそれぞれ区分して表示しておりましたが、当連結会計年度より、サービス改定に伴い、通信収入と付加価値収入を合わせた「モバイル総合収入」と区分して表示しております。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
モバイル総合収入	46,049
携帯端末収入	16,563
その他	23,736
合計	86,348
顧客との契約から生じる収益	86,041
その他の源泉から生じる収益	307

(注) 1. マルチブランド：au、UQ、povoのモバイル3ブランドにおける総称

2. 付加価値：自社・協業・補償サービス+決済手数料など

3. 携帯端末収入：携帯端末及びアクセサリ類の販売収入

4. その他：固定通信サービス収入、電力収入等

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する事項(4)収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	48,174
契約負債（期首残高）	1,066
契約負債（期末残高）	1,227

連結計算書類上、契約負債は「前受金」「その他の固定負債」に計上しております。

契約負債は、主にモバイル通信サービスにおける契約事務等の手数料収入及びFTTHサービスに関連する初期工事費用収入、モバイル通信サービス収入等の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する前受対価であります。

契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ272百万円及び30百万円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	348
1年超2年以内	288
2年超3年以内	233
3年超	357
合計	1,227

(その他の注記)

1. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ）に対して、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役及び一部の執行役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の当該株式の帳簿価額は81百万円、株式数は52,132株であります。

2. 管理職に対する株式付与制度

当社は、管理職以上の従業員（以下「従業員」）に対して、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的に、株式付与ESOP信託による株式付与制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対して、当社が定める株式付与ESOP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される株式付与制度です。なお、従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時とします。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度の当該株式の帳簿価額は170百万円、株式数は125,838株であります。

③計算書類の個別注記表

個別注記表

沖縄セルラー電話株式会社

2025年4月1日から
2026年3月31日まで

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1)資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

機械設備

定率法

機械設備を除く有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

機械設備

9～15年

空中線設備

10～42年

建物

6～50年

②無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④長期前払費用

定額法

(3)引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

当社は、当事業年度末において年金資産の見込額が退職給付債務見込額から、未認識数理計算上の差異を控除した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から費用処理しております。

③ポイント引当金

将来のポイントサービス（「au Ponta ポイントプログラム」等）の利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき翌事業年度以降に利用されると見込まれるポイントに対する所要額を計上しております。

④株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役及び管理職への当社株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額のうち、当事業年度に負担すべき額を計上しております。

⑤固定資産撤去引当金

3G携帯電話向けサービスの2022年3月末サービス終了に伴い、これら設備の撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な撤去工事について、当該見積額を計上しております。

⑥賞与引当金

従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額基準により計上しております。

⑦役員賞与引当金

役員に対し支給する役員賞与の支出に充てるため、支給見込額により当事業年度負担額を計上しております。

⑧契約損失引当金

将来の契約履行に伴い発生する可能性のある損失に備えるため、損失の見込み額を計上しております。

(4)収益及び費用の会計基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

電気通信事業に係る収益には、主にモバイル通信サービスにおける収益と固定通信サービスにおける収益が含まれております。

モバイル通信サービスにおける収益は、主に月額使用料及び通信料収入（以下「モバイル通信サービス収入」）と契約事務等の手数料収入からなります。モバイル通信サービス収入及び契約事務等の手数料収入は、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することによって履行義務が充足されると判断し、サービス提供時点で定額料金及び従量課金に基づき認識しております。また、通信料金の割引については、毎月のモバイル通信サービス収入から控除しております。

これらの取引の対価は請求日から概ね翌月までに受領しております。

なお、契約事務手数料収入及び機種変更手数料収入は、別個の履行義務とは認識することなく、通信サービスと併せて1つの履行義務として認識し、契約時は契約負債として繰り延べられ、重要な更新オプションが存在する期間にわたり収益として認識しております。

これらの取引の対価は契約時に前受けする形で受領しています。

固定通信サービスにおける収益は、主に音声伝送サービス収入、データ通信サービス収入、FTTHサービス収入、FTTHサービスに関連する初期工事費用収入からなります。

上記のうち、初期工事費用収入を除いた収入に関するサービスについては、お客さまに対して契約に基づいたサービスを提供することが履行義務であり、サービスを提供した時点において履行義務が充足されると判断し、サービス提供時に収益計上しております。また、FTTHサービスにおける初期工事費用収入は、残存率を基礎とした見積平均契約期間にわたり、収益を認識しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月までに受領しております。

お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムについては、将来の解約等による失効部分を反映したポイントの見積利用率を考慮して算定された交換される特典の独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、お客さまがポイントを使用し、財またはサービスの支配を獲得した時点で、履行義務を充足したと考えられるため、当該時点において、収益を認識しております。

附帯事業に係る収益には、主に携帯端末の販売における収入と電力収入が含まれております。

携帯端末の販売における収入（以下「携帯端末収入」）は、主に代理店に対する携帯端末及びアクセサリー類の販売収入から構成されております。

当社が代理店に販売した端末を販売する責任及び在庫リスクは代理店が有していることから、当社は、代理店を本人として取り扱っております。

そのため、携帯端末収入は、携帯端末の支配が当社から代理店に移転し、履行義務が充足したと考えられる携帯端末の代理店への引き渡し時点で、収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

また、代理店に対して支払う手数料の一部は、代理店へ携帯端末を販売した時点で携帯端末収入から控除しております。

これらの取引の対価は、代理店に販売後、概ね翌月に受領しております。

電力収入は、電力の小売りサービスにおける収入であり、電力サービスを提供した時点において履行義務が充足されます。電力の小売りサービスにおける収入については、お客さまとの契約に基づいて識別された履行義務が時の経過またはお客さまにサービスを提供した時点に基づいて充足されるため、個々の契約内容に基づき、サービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第103-2に定める代替的な取扱いを適用し、収益を認識しております。

これらの電力の小売りサービスにおける収入の一部については、当該対価の総額から第三者のために回収する額を差し引いた純額で収益を認識しております。

当社が契約の当事者として財またはサービスの提供に主たる責任を有しているか、価格決定権を有しているか等を総合的に勘案しております。

これらの取引の対価は、請求日から概ね翌月に受領しております。

(5)その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異については、貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を前払年金費用に計上しております。

②グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

当事業年度より、収益の分解情報について区分を変更しております。詳細は収益認識に関する注記をご参照ください。

(会計上の見積りに関する注記)

減価償却費

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度計上額
減価償却費	4,748

(2)識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、減価償却資産について、見積耐用年数にわたり、定率法及び定額法により償却しております。

見積耐用年数については、過去の使用実績や将来の経済的便益が消費されるパターンなどを考慮し、見積もっております。

翌事業年度に新たな法律や規制が制定された場合、あるいは通信技術の急速な発展が生じた場合には、耐用年数の変更により同期間における計算書類に影響を与えるおそれがあります。

(誤謬の訂正に関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

(1)関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

①関係会社に対する短期金銭債権	24,904百万円
②関係会社に対する短期金銭債務	11,059百万円

(2)固定資産圧縮記帳額

工事負担金等の受け入れによる圧縮記帳額は4,951百万円、国庫補助金等による圧縮記帳額は329百万円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しており、内訳は次のとおりであります。

1. 工事負担金等の受け入れによる圧縮記帳額

(単位：百万円)

当事業年度	
電気通信事業固定資産	
有形固定資産	4,936
投資その他の資産	14
合計	4,951

2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

(単位：百万円)

当事業年度	
附帯事業固定資産	
有形固定資産	323
無形固定資産	5
合計	329

(3)偶発債務

持分法適用関連会社である「うるま市総合体育館整備運営事業」に係る履行保証保険契約について保証を行っております。

(単位：百万円)

当事業年度	
保証金額	1,637

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

①関係会社との営業取引による受取額	4,858百万円
②関係会社との営業取引による支払額	31,692百万円
③関係会社との営業取引以外（資金貸借以外）の受取額	37百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1)当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	94,178,804株
------	-------------

(2)当事業年度末における自己株式の種類及び総数

普通株式	2,053,559株
------	------------

(注) 当事業年度末日の自己株式のうち、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する株式数は177,970株であります。

(3)配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年6月12日 定時株主総会	普通株式	3,013	64.0	2025年3月31日	2025年6月13日
2025年10月24日 取締役会	普通株式	2,983	64.0	2025年9月30日	2025年12月5日
計		5,997			

- (注) 1. 2025年6月12日定時株主総会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。
2. 2025年10月24日取締役会決議の配当金の総額には、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。
3. 2025年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。「1株当たり配当額」につきましては、当該株式分割前の金額を記載しております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2026年6月11日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案することを予定しております。

1. 配当金の総額	3,230百万円
2. 1株当たり配当額	35円00銭
3. 基準日	2026年3月31日
4. 効力発生日	2026年6月12日

なお、原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式の配当6百万円が含まれております。

(4)当事業年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

繰延税金資産	
減価償却費超過額	161
未払事業税否認	139
未確定債務否認	57
前受金否認	706
ポイント引当金否認	31
契約損失引当金否認	292
固定資産撤去引当金否認	55
株式給付引当金否認	42
賞与引当金否認	119
貯蔵品評価損否認	62
資産除去債務否認	76
関係会社株式評価損及び関係会社貸倒引当金否認	41
その他	9
繰延税金資産小計	1,797
評価性引当額	△41
繰延税金資産合計	1,755
繰延税金負債	
資産除去債務	△43
前払年金費用	△96
繰延税金負債合計	△140
繰延税金資産の純額	1,615

(2)法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

2026年4月1日以後に開始する事業年度から防衛特別法人税が導入されることに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の29.9%から2026年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については、30.8%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は19百万円増加し、法人税等調整額が19百万円減少しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主に電気通信事業を行うための設備投資計画等に照らして、必要な資金を営業活動による現金収入により調達しております。借入金は当社グループ企業からの借入金に限定しており、一時的な余資は当社グループ企業に対する短期的な貸付金に限定して運用しております。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金並びに関係会社短期貸付金は、顧客及び取引先の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、当社の与信管理基準に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を每期把握する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクにさらされますが、当社では、適時に資金繰り計画を作成、更新するなどの方法により管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
売掛金	47,649	46,040	△1,609
社内長期貸付金	50	48	△2
敷金及び保証金	76	59	△16
資産計	47,776	46,148	△1,628
リース債務	14	13	△0
負債計	14	13	△0

(注) 「現金及び預金」、「未収入金」、「関係会社短期貸付金」、「買掛金」、「関係会社短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

①市場価格のない株式等については、上表には含めておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
非上場株式	639
投資事業有限責任組合への出資	301
関係会社株式（非上場）	3,222

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

②金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	2,922	2,922	—	—	—
売掛金	47,649	31,737	15,898	13	—
未収入金	3,485	3,485	—	—	—
関係会社短期貸付金	16,898	16,898	—	—	—

③金銭債務の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
関係会社短期借入金	4,216	4,216	—	—	—
リース債務	14	3	10	—	—

(3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- ・レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における相場価格
- ・レベル2の時価：資産または負債について、直接的に観察可能なインプットまたは間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット
- ・レベル3の時価：資産または負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット（すなわち観察不能なインプット）

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
売掛金	—	46,040	—	46,040
社内長期貸付金	—	48	—	48
敷金及び保証金	—	59	—	59
リース債務	—	13	—	13

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

売掛金、社内長期貸付金、敷金及び保証金、リース債務

これらの時価については、金融機関が公表する期末日時点の借入金利を基にした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(持分法損益等に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	KDDI株式会社	東京都港区	141,852	電気通信事業	(被所有) 直接 54.5% 間接 —	携帯端末の仕入、通信設備の購入及び保守の委託等 役員の兼任	業務受託及びアクセスチャージ(受取)	222	未収入金	59
							貸付金の回収	31,799	関係会社 短期貸付金	16,733
							資金の貸付	30,807		
							利息の受取	107	—	—
							携帯端末及び関連商品の購入	14,952	買掛金	1,869
							通信システム等の購入	1,335	未払金	56
							業務委託及びアクセスチャージ(支払)	1,252	—	—
							業務委託回線料	1,901	未払金	245
							コンテンツ運用委託費	1,157	未払金	120
							債権譲渡手数料	1,721	—	—
							支援料	364	未払金	34

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 業務受託及び業務委託については、双方協議のうえ卸電気通信役務の提供に関する契約等を締結しております。また、アクセスチャージについては、双方協議のうえ相互接続に関する協定を締結しております。
2. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
3. 携帯端末の仕入及び通信設備の購入については、同社からの見積原価により相互交渉のうえ決定しております。
4. 業務委託回線料については、交渉のうえ定められた利用契約に関する取引条件に基づき支払っております。
5. コンテンツ運用委託費及び債権譲渡手数料については、一般取引条件を参考に双方協議のうえ決定しております。
6. 支援料については、経営及び業務支援の対価として、協議のうえ定められた料率を基に算定し支払っております。

(2)子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	OTNet株式会社	沖縄県 那覇市	1,184	電気通信 事業	(所有) 直接 77.5% 間接 —	通信回線の 賃借、設備 保守委託等 役員の兼任	借入金の返済	3,519	関係会社 短期借入金	4,216
							資金の借入	4,300		
							利息の支払	28	—	—
							FTTH通信設 備使用料	3,032	未払金	292

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. FTTH通信設備使用料については、双方協議のうえ卸電気通信役務に関する契約書等を締結しております。

(3)兄弟会社等

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

(1)1株当たり純資産額 993円66銭

(2)1株当たり当期純利益 132円26銭

- (注) 1. 1株当たりの情報の算定において、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
2. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、当事業年度に行いました株式の分割が当事業年度の期首に行われたと仮定してそれぞれ算定しております。

(収益に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(表示方法の変更)

前事業年度において、顧客との契約から生じる収益の分解情報については、「マルチブランド通信収入」及び「マルチブランド付加価値収入」の額をそれぞれ区分して表示しておりましたが、当事業年度より、サービス改定に伴い、通信収入と付加価値収入を合わせた「モバイル総合収入」と区分して表示しております。

(単位：百万円)

	当事業年度
モバイル総合収入	46,049
携帯端末収入	16,563
その他	19,939
合計	82,552
顧客との契約から生じる収益	82,150
その他の源泉から生じる収益	401

- (注) 1. マルチブランド：au、UQ、povoのモバイル3ブランドにおける総称
2. 付加価値：自社・協業・補償サービス+決済手数料など
 3. 携帯端末収入：携帯端末及びアクセサリ類の販売収入
 4. その他：固定通信サービス収入、電力収入等

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) (4)収益及び費用の会計基準」に記載した内容と同一であります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の内容は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	47,649
契約負債（期首残高）	1,004
契約負債（期末残高）	1,168

計算書類上、契約負債は「前受金」「その他の固定負債」に計上しております。

契約負債は、主にモバイル通信サービスにおける契約事務等の手数料収入及びFTTHサービスに関連する初期工事費用収入、モバイル通信サービス収入等の請求額に応じて、お客さまへポイントを付与するカスタマー・ロイヤルティ・プログラムに関する前受対価であります。

契約負債の増減は、主として前受金の受取り（契約負債の増加）と、収益認識（同、減少）により生じたものであります。

当事業年度に認識された収益のうち、期首時点の契約負債残高に含まれていた金額は、それぞれ253百万円及び30百万円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
1年以内	328
1年超2年以内	271
2年超3年以内	223
3年超	345
合計	1,168

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(連結配当規制適用会社に関する注記)

当社は連結配当規制の適用会社であります。

(資産除去債務に関する注記)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(その他の注記)

1. 取締役に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ）に対して、中長期的な業績向上及び企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員報酬BIP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該株式の帳簿価額は81百万円、株式数は52,132株であります。

2. 管理職に対する株式付与制度

当社は、管理職以上の従業員（以下「従業員」）に対して、業績向上を目指した業務遂行を一層促進するためのインセンティブ付けを図ることを目的に、株式付与ESOP信託による株式付与制度（以下「本制度」）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1)取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、従業員に対して、当社が定める株式付与ESOP信託に関する株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される株式付与制度です。なお、従業員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として従業員の退職時とします。

(2)信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度の当該株式の帳簿価額は170百万円、株式数は125,838株であります。